

○大阪国際空港火気使用承認規程

(平成 28 年 1 月 20 日 規程第 56 号)

最終改正令和 7 年 10 月 20 日規程第 88 号

(目的)

第 1 条 大阪国際空港火気使用承認規程（以下「規程」という。）は、大阪国際空港供用規程（以下「供用規程」という。）第 8 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、大阪国際空港（以下「空港」という。）における火気の使用についての基本的な事項を定め、火気の適切な使用と安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「火気」とは、煙草火、焚き火、点火中の炉、コンロ、ストーブ、電熱器、溶接機器、グラインダー、サンダー及びアスファルト溶解に使用される裸火等をいう。
- (2) 火気の使用範囲は、大阪国際空港敷地内（制限区域外を含む）をいう。

(火気使用の承認)

第 3 条 供用規程第 8 条第 2 項第 3 号（禁止行為）の承認を受けようとする者（以下「火気使用者」という。）は、原則として次により関西エアポート株式会社（以下「会社」という。）に火気使用承認申請書（以下「承認申請書」という。）を 1 通提出し承認を受けるものとする。（第 1 号様式）

- (1) 承認申請書は、原則として火気を使用する日の 3 日前までに会社に提出するものとする。
- (2) 必要に応じて、承認申請書に図面等必要な書類を添付するものとする。

2 会社は、火気使用現場を点検し、火気の使用について指導することができるものとする。

(火気取扱い責任者)

第4条 火気使用者は、火災予防及び緊急時の対処等について徹底を図るため、火気取扱い責任者を指名するものとする。

2 火気取扱責任者は、火気を使用する場合、次に掲げる事項を遵守するものとし、緊急の場合には直ちに必要な措置を講じるものとする。

(1) 火気を使用する場合は、消火器等を配置すること。

(2) 火気を使用する場所の付近に燃えやすい物を置かないこと。

(3) 屋外で火気を使用する場合、強風時には中止するか又は特別な安全対策を講じること。

(緊急時の措置)

第5条 火気使用者は、火気の使用上火災が発生させた場合、119番通報及び会社に通報するとともに初期消火を行うものとする。

(承認期間)

第6条 承認期間は、原則として3ヶ月間以内とし、その後も継続して火気を使用する場合には、再申請をして承認を受けるものとする。

(火気使用承認書)

第7条 火気使用者は、交付を受けた火気使用承認書を承認期間中保管し、会社から提示を求められた場合には、速やかに応じるものとする。

(承認の取り消し)

第8条 会社は、次の各号に該当する場合には、承認を取り消すことができるものとする。

(1) 第4条第2項の規定を遵守しなかった場合

(2) その他会社が特に必要と認めた場合

(火気使用の一時中止)

第9条 会社は、特別警備等により火気の使用を一時中止させることができるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月20日から施行する。